

日向市における建設工事の入札参加審査基準

《 目 次 》

I 資格審査申請及び認定に関する事項 2

II 等級格付けに関する事項

1. 経営事項評価数値 3

2. 技術等評価数値

イ：市工事による評価

(1) 市工事の工事成績 4

(2) 市工事の施工実績 5

ロ：技術力・経営力による評価

(3) 技術者の継続雇用状況 6

(4) I S O等の取得・認定 7

(5) 研修会等の受講 8

ハ：社会性による評価

(6) 障がい者の雇用状況 9

(7) 表彰受賞経歴 10

(8) 地域貢献 11

ニ：ペナルティ

(9) 市の指名停止歴 12

(10) 建設業法に基づく監督処分等歴 12

3. 等級要件

(1) 技術者要件 13

(2) 完工高要件 14

(3) 特定建設業許可要件 14

(4) 昇降級要件 14

4. その他

(1) 市外業者に対する技術等評価方法 14

I 資格審査申請及び認定に関する事項

- (1) 資格認定日 平成25年4月1日
- (2) 受付期間 平成24年11月1日～平成24年11月30日
- (3) 有効期間 平成25年4月1日～平成27年3月31日（2年間）
- (4) 欠格要件 ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項各号のいずれかに該当するもの
②国税（消費税及び地方消費税）及び市税（全税目）に未納があるもの
③経営事項審査を受けていないもの
④個人住民税に係る特別徴収を実施していないもの。ただし、次の要件に該当するものを除く。
ア 個人住民税の特別徴収義務の無いもの
イ 宮崎県内に事業所（支店又は営業所等を含む。）が無いもの
ウ 今後、特別徴収を実施する旨を市町村の税務担当課に誓約しているもの
⑤役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者）が暴力団関係者（日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第3号に規定するものをいう。）であるもの
- (5) 格付対象業種 土木一式・建築一式・電気・管・ほ装
- (6) 等級区分数 土木一式 4等級（A～D等級）
建築一式 4等級（A～D等級）
電気・管・ほ装 3等級（A～C等級）
※但し、ほ装については県の等級に準じて決定
- (7) 地域区分 市 内：市内に本店を有する業者
準市内：市内に建設業法上の営業所を有する業者
市 外：市内に建設業法上の営業所を有しない業者
- (8) 格付方式 ①市内：総合数値により決定（等級要件等あり）
②準市内・市外：市内等級基準値に準じて決定
- (9) 等級格付の方法 総合数値＝経営事項評価数値＋技術等評価数値＋等級要件
- (10) 情報の公表 〔格付要領〕 総務部契約管理課において閲覧及びホームページに掲載
〔審査結果〕 等級・総合数値・経営事項評価数値・技術等評価数値等について本人通知、閲覧及びホームページ掲載

Ⅱ 等級格付けに関する事項

1. 経営事項評価数値

決算期が①と②の各期間内にある総合評定値通知書の総合評定値（P点）の平均値（小数点未満切捨て）を加点する。

<対象期間> ① 平成23年7月1日～平成24年6月30日
 ② 平成22年7月1日～平成23年6月30日

・①の期間の総合評定値を必須とする

総合評定値が未通知の場合は、入札参加資格の申請までに経営事項審査の申請書（写しで可）を提出し、かつ、平成25年2月28日までに総合評定値の通知を提出した場合にのみ格付けを行う。

・新規事業者で②の期間の経営事項審査を受審していない場合は、①の期間の総合評定値（P点）を経営事項評価数値とする。

・決算期の変更等で期間内に2回以上の審査基準日がある場合には、それぞれの対象期間における最新のものを採用する。

2. 技術等評価数値

(1) 市工事の工事成績

対象期間内に完了検査を受けた対象工事成績の平均値に応じ、下表の計算方法により得られた評価点数（小数点以下4捨5入）を加点（減点）する。

成績の平均値	評価点数（小数点以下切上）
75点超	$(\text{成績の平均値} - 75) \times 5 + 45$
65点以上75点以下	$(\text{成績の平均値} - 65) \times 2 + 25$
65点未満	$(\text{成績の平均値} - 65) \times 5 + 25$

<対象工事> 当初の請負契約金額が100万円以上（水道課・広域連合分は除く）

<対象期間> 平成22年4月1日～平成24年3月31日（2年間）

・対象期間内に完了検査を受けた対象工事成績がない場合は、成績の平均値を65点とみなし25点を加点する

早見表

成績	58	59	60	61	62	63	64	65	66
評価点数	-10	-5	0	5	10	15	20	25	27

成績	67	68	69	70	71	72	73	74	75
評価点数	29	31	33	35	37	39	41	43	45

成績	76	77	78	79	80	81	82	83	84
評価点数	50	55	60	65	70	75	80	85	90

・加点の限度 経営事項評価数値×5%+25

・減点の限度 市工事施工実績点数

(2) 市工事の施工実績

対象期間内に完了検査を受けた対象工事の施工実績（年間平均請負額）に応じ評価点数を加点する。
 特定建設共同企業体での実績は、出資割合に応じた額とする。

<点数> 最大35点（下表のとおり）

<対象工事> 当初の請負契約金額が100万円以上（広域連合分は除く）

<対象期間> 土木一式 平成22年4月1日～平成24年3月31日（2年間）
 建築一式・電気・管 平成19年4月1日～平成24年3月31日（5年間）
 ※管については、水道施設工事分を含む。

市工事の施工実績（年間平均請負金額）					評価点数
		～	0	千円未満	0
0	千円以上	～	2,500	千円未満	1 0
2,500	千円以上	～	5,000	千円未満	1 1
5,000	千円以上	～	7,500	千円未満	1 2
7,500	千円以上	～	10,000	千円未満	1 3
10,000	千円以上	～	12,500	千円未満	1 4
12,500	千円以上	～	15,000	千円未満	1 5
15,000	千円以上	～	17,500	千円未満	1 6
17,500	千円以上	～	20,000	千円未満	1 7
20,000	千円以上	～	22,500	千円未満	1 8
22,500	千円以上	～	25,000	千円未満	1 9
25,000	千円以上	～	27,500	千円未満	2 0
27,500	千円以上	～	30,000	千円未満	2 1
30,000	千円以上	～	35,000	千円未満	2 2
35,000	千円以上	～	40,000	千円未満	2 3
40,000	千円以上	～	45,000	千円未満	2 4
45,000	千円以上	～	50,000	千円未満	2 5
50,000	千円以上	～	60,000	千円未満	2 6
60,000	千円以上	～	70,000	千円未満	2 7
70,000	千円以上	～	80,000	千円未満	2 8
80,000	千円以上	～	90,000	千円未満	2 9
90,000	千円以上	～	100,000	千円未満	3 0
100,000	千円以上	～	150,000	千円未満	3 1
150,000	千円以上	～	200,000	千円未満	3 2
200,000	千円以上	～	250,000	千円未満	3 3
250,000	千円以上	～	300,000	千円未満	3 4
300,000	千円以上	～		千円未満	3 5

(3) 技術者の継続雇用状況

平成24年10月31日時点で6ヶ月以上継続して雇用している有資格技術者の資格の種類・雇用人数に応じて評価点数を加点する。(代表者は除く)

<点数> 最大50点(下表のとおり)

土木一式	建築一式	評価点
一級土木施工管理技士	一級建築施工管理技士	5
一級建設機械施工技士	一級建築士	
技術士 *注1		
二級土木施工管理技士	二級建築施工管理技士	2
二級建設機械施工技士	二級建築士	
電気	管	評価点
一級電気工事施工管理技士	一級管工事施工管理技士	5
第一種電気工事士	一級技能士 *注1	
技術士 *注1	技術士 *注1	
二級電気工事施工管理技士	二級管工事施工管理技士	2
第二種電気工事士 *注3	給水装置工事主任技術者*注2	
電気主任技術者 *注4	二級技能士 *注1,3	
建築設備士 *注2	建築設備士 *注2	
一級計装士 *注2	一級計装士 *注2	

*注1 各業種に対応する技術士の各部門・各科目、及び管工事の技能士の検定職種は、建設業法の専任技術者の資格要件と同一とする。

*注2 資格取得後、1年以上の実務経験を有すること。

*注3 資格取得後、3年以上の実務経験を有すること。

*注4 資格取得後、5年以上の実務経験を有すること。

・認定条件

①法人、従業員5人以上の個人事務所

政府管掌健康保険、組合管掌健康保険の被保険者、建設国保等の国保組合の組合員(扶養家族は除く)

健康保険被保険者証の交付年月日が平成24年5月1日以前の者

②従業員4人以下の個人事務所

専従者、又は事業主から6ヶ月以上継続して源泉徴収を受けている者

・1人の技術者が同一業種の資格を複数持っても、高い方の資格のみを加点し、複数の業種の資格を持っている場合はそれぞれの業種で加点する。

(4) ISO等の取得・認定

認証・登録を受けたISO9001、ISO14001の適用サービス(登録マネジメントシステム)、およびエコアクション21について加点する

<点数> 最大20点

ISO 9000シリーズ (10点)

ISO 14001 (10点)

エコアクション21 (5点。ISO14001との重複加点はしない。)

・平成24年10月31日時点で有効な認証・登録の通知を受けていること。

(5) 研修会等の受講

対象期間内にある研修会等の参加回数に応じて加点する。(代表者を含む)

<点数> 最大20点(各2点)

<対象期間> 平成22年11月1日～平成24年10月31日

<主催または実施主体>

(財)宮崎県建設技術推進機構	(財)宮崎県建築住宅センター
(独)雇用能力開発機構	(社)宮崎県建設業協会
宮崎県職業能力開発協会	宮崎県管工事組合協同組合連合会
(社)宮崎県建築業協会	宮崎県土木施工管理技士会
宮崎県森林土木協会	(社)宮崎県建築士会
(社)宮崎県建築士事務所協会	

・代表者以外の場合は、会社の社会保険(健康保険)に加入している等、一定の雇用条件を満たしていること。(平成24年10月31日時点で6ヶ月以上継続して雇用されている従業員)

(6) 障がい者の雇用状況

平成24年10月31日時点で雇用している障がい者の雇用期間に応じて加点する。

<点数> 最大20点：雇用している障がい者1人につき下表により加点

雇 用 期 間	加 点
2年以上	10点
1年以上2年未満	8点
6月以上1年未満	5点

*重度障害者に該当する場合には加点を2倍する。

・認定条件

平成24年10月31日時点で障害者手帳の交付を受けていること。

・雇用期間は、原則として、法人・従業員5人以上の個人事業所の場合は、社会保険（健康保険）等の加入年月日とし、従業員4人以下の個人事業所の場合は、継続して源泉徴収を受けている期間とする。

(7) 表彰受賞経歴

平成22年11月1日から平成24年10月31日までに、会社として受けた表彰、顕彰等の数に応じて加点する。

<点数> 1件5点：最大10点

対象となる表彰	
建設業構造改善顕彰	建設雇用改善優良事業所表彰
中小企業退職金共済制度普及協力表彰	建設業退職金共済制度普及協力表彰
建設工事等指定統計調査表彰	経営合理化等表彰
職場安全表彰	労働災害防止活動表彰
電気保安功労者表彰	地域環境保全功労者表彰
交通安全思想普及表彰	交通安全表彰
赤十字事業感謝状	

(8) 地域貢献

平成22年11月1日から平成24年10月31日までに実施した地域貢献活動に応じて加点する。

<点数> 最大30点

- ・市と災害防止協定を結んでいるもの (2点)
- ・市と緊急時における年間待機業務委託契約を結んでいるもの (2点)
*「配水及び給水管修理工事等の待機業務委託」
- ・国、県、市町村又は公益団体が主催する地域貢献活動への参加 (1回1点：最大6点)
- ・自社で独自に行った地域貢献活動 (1回1点：最大2点)
- ・消防団活動 (最大10点 小数点以下切上)
*対象者のうち、日向市消防団員に任命されている者について消防団勤続年数により次のとおり加点する (1人最大5点)

《対象者》 代表者および平成24年10月31日時点で6ヶ月以上継続して雇用されている従業員

勤続年数	加点(1人)
10年以上	5.0点
9年以上10年未満	4.5点
8年以上9年未満	4.0点
7年以上8年未満	3.5点
6年以上7年未満	3.0点
5年以上6年未満	2.5点
4年以上5年未満	2.0点
3年以上4年未満	1.5点
2年以上3年未満	1.0点
2年未満	0.5点

※ 認定条件

①法人、従業員5人以上の個人事務所

政府管掌健康保険、組管掌健康保険の被保険者、建設国保等の国保組合の組合員(扶養家族は除く)

健康保険被保険者証の交付年月日が平成24年5月1日以前の者

②従業員4人以下の個人事務所

専従者、又は事業主から6ヶ月以上継続して源泉徴収を受けている者

・保護観察対象者等の協力雇用主として登録等しているもの（最大 10 点）

＊平成 24 年 10 月 31 日現在において、保護観察対象者等の協力雇用主として登録している者に 2 点加点する。また、平成 22 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までに保護観察対象者等を 3 ヶ月以上雇用した場合は、雇用者 1 人につき 2 点を加点する。

※ 「保護観察対象者等」は、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 48 条に定める保護観察対象者及び同法第 85 条に定める更生保護の対象者とする。

（9）市の指名停止歴

平成 22 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までに市から指名停止通知を受けた業者について指名停止の月数に応じて減点する。

< 点数 > 指名停止月数 × 5 点

・同一案件で指名停止及び監督処分等が併せて行われた場合は点数の大きい方で減点する。

（10）建設業法に基づく監督処分等歴

平成 22 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までに監督処分通知を受けた業者について建設業法に基づく監督処分（指示処分・営業停止・一部業種に係る許可の取消処分）と建設業法第 41 条に基づく文書による指導及び勧告に応じて減点する。

< 点数 >	指示処分	1 回につき 20 点
	営業停止	1 回につき 30 点
	一部業種に係る許可の取消処	1 回につき 40 点
	文書による指導及び勧告	1 回につき 5 点

・同一案件で指名停止及び監督処分等が併せて行われた場合は点数の大きい方で減点する。

3. 等級要件

(1) 技術者要件

平成24年10月31日時点で3ヶ月以上継続して在籍する有資格技術者の数が次の要件を満たしていること。(代表者を含む)

業 種	等級区分	
	A 等 級	
土木一式	有資格技術者	3名以上（うち1級相当 1名以上）
建築一式	有資格技術者	3名以上（うち1級相当 1名以上）
電 気	有資格技術者	2名以上（うち1級相当 1名以上）
管	有資格技術者	2名以上（うち1級相当 1名以上）

《有資格技術者》

	土木一式	建築一式
1 級	一級土木施工管理技士	一級建築施工管理技士
	一級建設機械施工技士	一級建築士
	技術士 *注1	
2 級	二級土木施工管理技士	二級建築施工管理技士
	二級建設機械施工技士	二級建築士
	電 気	管
1 級	一級電気工事施工管理技士	一級管工事施工管理技士
	第一種電気工事士	一級技能士 *注1
	技術士 *注1	技術士 *注1
2 級	二級電気工事施工管理技士	二級管工事施工管理技士
	第二種電気工事士 *注3	給水装置工事主任技術者*注2
	電気主任技術者 *注4	二級技能士 *注1,3
	建築設備士 *注2	建築設備士 *注2
	一級計装士 *注2	一級計装士 *注2

*注1～4 「技術者の継続雇用」の注意書きと同一

①法人、従業員5人以上の個人事務所

政府管掌健康保険、組管掌健康保険の被保険者、建設国保等の国保組合の組合員（扶養家族は除く）

健康保険被保険者証の交付年月日が平成24年8月1日以前の者

②従業員4人以下の個人事務所

事業主から3ヶ月以上継続して源泉徴収を受けている者（専従者は除く）

(2) 完工高要件

経営事項評価数値の算定に用いた総合評定値通知書において、完成工事高がない業者については、当該業種の最下級に区分する。

(3) 特定建設業許可要件

建築一式工事におけるA等級については、特定建設業の許可を受けていること。

(4) 昇降級要件

- ①新規申請については、総合数値にかかわらず当該業種の最下級に区分する。
- ②前回の等級区分に対し2等級以上昇降する場合は、1等級の昇降にとどめる。
- ③前回の定期等級格付の審査から今回の等級格付の審査までの間に、市の指名停止処分又は「建設業法違反による監督処分」を受けた業者は、総合数値にかかわらず昇級を行わない。(降級する場合は除く)

4. その他

(1) 市外業者に対する技術等評価方法

・市外業者の技術等評価数値については、下記のみを算定対象とする。

- (4) ISO等の取得・認定
- (9) 市の指名停止歴

・市外業者の等級要件については、下記のみを設定する。

- (2) 完工高要件
- (3) 特定建設業要件